



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月28日金曜日 第1900号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

職員の旅費支給等に関する規則等の一部を改正する等の規則..... 998  
 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....1004  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....1011

### 告 示

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....1013  
 土地改良区の定款変更の認可.....1013  
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....1013  
 保安林予定森林.....1014  
 道路の区域変更(一般国道319号).....1015  
 道路の供用開始( " ).....1015  
 道路の供用開始(県道玉川菊岡線).....1016

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令(2件).....1016

### 公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況.....1020

#### 教育委員会規則

愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則.....1057

#### 選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....1063

#### 公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....1077

#### 公営企業公告

愛媛県立中央病院整備運営事業.....1080

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

職員の旅費支給等に関する規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

#### 職員の旅費支給等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(職員の旅費支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の旅費支給等に関する規則(昭和28年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(行程の計算)</p> <p><b>第7条</b> 内国旅行の旅費の計算上必要な行程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 陸路 県内にあつては行程表に掲げる行程、県外にあつては <u>地方公共団体の長その他当該行程の計算について信頼するに足る者により証明された行程</u></p> <p>2 県内又は県外旅行の場合において、前項(第3号(県外に係る部分に限る。))に係る部分を除く。)の規定により行程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該行程の計算について信頼するに足る者の証明により行程を計算することができる。</p> <p>3 第1項第3号の規定による陸路の行程を計算する場合には、行程表に掲げる各市町内における地点又は <u>その証明の基準となる地点</u> で当該旅行の</p>	<p>(行程の計算)</p> <p><b>第7条</b> 内国旅行の旅費の計算上必要な行程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 陸路 県内にあつては行程表に掲げる行程、県外にあつては <u>日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる</u> _____ 行程</p> <p>2 県内又は県外旅行の場合において、前項 _____ の規定により行程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該行程の計算について信頼するに足る者の証明により行程を計算することができる。</p> <p>3 第1項第3号の規定による陸路の行程を計算する場合には、行程表に掲げる各市町内における地点又は <u>郵便線路図に掲げる各市町村(都については、各特別区)内における郵便局</u> で当該旅行の</p>

出発箇所又は目的箇所にもっと近いものを起点とする。  
4～6 省略

出発箇所又は目的箇所にもっと近いものを起点とする。  
4～6 省略

(愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事が収納の事務を委託した者に納付することができる自動車税に係る徴収金) <b>第10条</b> 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。)第6条第2項に規定する自動車税に係る徴収金で規則で定めるものは、自動車税に係る納税通知書及び払込書により納付するものうち、知事が定めるものとする。	(知事が収納の事務を委託した者に納付することができる自動車税に係る徴収金) <b>第10条</b> 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。)第6条第3項に規定する自動車税に係る徴収金で規則で定めるものは、自動車税に係る納税通知書_____により納付するものうち、知事が定めるものとする。

第1号様式1(表)中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」を削り、同様式2(表)中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、同様式2(裏)中「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」を削り、同様式3(表)中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、同様式3(裏)中「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」を削り、同様式4(表)中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」を削る。

第2号様式1中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に改め、「郵便局(郵便番号)」を削り、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、同様式2及び3中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ機関」に、「取りまとめ局」を「取りまとめ機関」に、「受付(局)日付印」を「受付日付印」に、「(受付局・銀行保存)」を「(受付機関保存)」に改め、同様式4中「受付局日付印」を「受付日付印」に改め、「郵便局に」を削り、同様式4備考中「郵便局」を「郵便貯金銀行」に改める。

第3号様式中「郵便局」を「県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式備考中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

第9号様式中「郵便局」を「県が収納の事務を委託した者」に改め、同様式備考1中「及び「収納代理金融機関」を「、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

第10号様式中「・郵便局」を削る。

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>様式第3号</b> (第8条関係) 省略 省略 〔注意事項〕 1～4 省略 5 「11送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定された場合において、その支払方法について銀行送金を希望するときに記入すること。 6 省略	<b>様式第3号</b> (第8条関係) 省略 省略 〔注意事項〕 1～4 省略 5 「11送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定された場合において、その支払方法について銀行送金を希望するときに記入すること。 <u>なお、郵便振替を希望するときには、その旨を届け出ること。</u>

## 様式第4号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「12送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

5 省略

## 様式第5号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～4 省略

5 「12送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

6 省略

## 様式第7号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～5 省略

6 「9送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

## 様式第9号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～4 省略

5 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

## 様式第10号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1 省略

2 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

6 省略

## 様式第4号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「12送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

5 省略

## 様式第5号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～4 省略

5 「12送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

6 省略

## 様式第7号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～5 省略

6 「9送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

## 様式第9号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1～4 省略

5 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

## 様式第10号(第8条関係)

省略

省略

〔注意事項〕

1 省略

2 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

3 省略

様式第11号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1 省略

2 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

3 省略

様式第12号（第12条関係）

（表）

省略

（裏）

省略

別記

〔注意事項〕

1～4 省略

5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては、被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い \_\_\_\_\_ を受けようとする場合は、この証書を金融機関の営業所等 \_\_\_\_\_ に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

6～10 省略

様式第20号（第26条関係）

省略

省略

省略

省略

省略

省略

〔記入要領〕

1～3 省略

4 2号紙については、次のように記入すること。

(1)～(4) 省略

(5) 「支払場所」の欄には、補償を支払った場所、例えば実施機関で直接受給権者に支払った場合には「実施機関」と、銀行送金 \_\_\_\_\_ によつて指定金融機関 \_\_\_\_\_ の窓口で支払った場合にはその指定金融機関 \_\_\_\_\_ の名称を記入すること。

5 省略

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

3 省略

様式第11号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1 省略

2 「5送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

3 省略

様式第12号（第12条関係）

（表）

省略

（裏）

省略

別記

〔注意事項〕

1～4 省略

5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては、被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、この証書を金融機関の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

6～10 省略

様式第20号（第26条関係）

省略

省略

省略

省略

省略

省略

〔記入要領〕

1～3 省略

4 2号紙については、次のように記入すること。

(1)～(4) 省略

(5) 「支払場所」の欄には、補償を支払った場所、例えば実施機関で直接受給権者に支払った場合には「実施機関」と、銀行送金又は郵便振替によつて指定金融機関又は郵便局の窓口で支払った場合にはその指定金融機関又は郵便局の名称を記入すること。

5 省略

（愛媛県会計規則の一部改正）

第4条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 隔地払 )</p> <p><b>第68条</b> 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）及び送金通知書（様式第36号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関以外の金融機関であるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金小切手 _____ により送金させるものとする。</p> <p>( 公金の出納 )</p> <p><b>第198条</b> 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>公金払込高通知書又は受払通知票</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 隔地払の手続 )</p> <p><b>第208条</b> 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第68条、第81条又は第89条第2項の規定により書類の送付を受けた場合は、直ちに、送金通知書を債権者に、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは給与送金支払通知書及び恩給支出内訳書を当該取扱店又は代理取扱店に、支払場所が取扱店又は代理取扱店以外の金融機関であるときは送金小切手 _____ を債権者にそれぞれ送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第36号</b>（第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係） 送金通知書</p> <p><b>様式第36号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第36号</b>（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を、送金小切手 _____ で上記の支払場所においてお受け取りください。</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>( 隔地払 )</p> <p><b>第68条</b> 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）及び送金通知書（様式第36号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関以外の金融機関であるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金小切手 <u>又は郵便為替</u>により送金させるものとする。</p> <p>( 公金の出納 )</p> <p><b>第198条</b> 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の各号に掲げる書類（以下「納入に関する書類」という。）のいずれかに基づかなければ、公金を収納してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>郵便振替公金払込高通知書又は郵便振替受払通知票</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 隔地払の手続 )</p> <p><b>第208条</b> 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第68条、第81条又は第89条第2項の規定により書類の送付を受けた場合は、直ちに、送金通知書を債権者に、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは給与送金支払通知書及び恩給支出内訳書を当該取扱店又は代理取扱店に、支払場所が取扱店又は代理取扱店以外の金融機関であるときは送金小切手 <u>又は郵便為替</u>を債権者にそれぞれ送付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第36号</b>（第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係） 送金通知書</p> <p><b>様式第36号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第36号</b>（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を、送金小切手 <u>又は郵便為替</u>で上記の支払場所においてお受け取りください。</p> </div> <p>注 省略</p>

（愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

**第5条** 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 資産等（補充）報告書</p> <p>省略</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 預金及び貯金 _____</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5～9 省略</p> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 資産等（補充）報告書</p> <p>省略</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 預金、貯金及び郵便貯金</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>郵便貯金の額（総額）</u> <span style="float: right;">円</span></p> </div> <p>5～9 省略</p> <p>注 省略</p>

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

**第6条** 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公共的団体の範囲)</p> <p><b>第5条</b> 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) _____日本下水道事業団及び年金資金運用基金</p> <p>(2)~(9) 省略</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p><b>第5条</b> 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>日本郵政公社</u>、日本下水道事業団及び年金資金運用基金</p> <p>(2)~(9) 省略</p>

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

**第7条** 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成15年愛媛県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p><b>様式第2号</b>(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p> <p>(その2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p>	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略	省略	省略	<p><b>様式第2号</b>(第2条関係)</p> <p>(その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>・郵便局</u></td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p> <p>(その2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td><u>・郵便局</u></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>備考 省略</p>	省略	省略	省略		<u>・郵便局</u>	省略	省略	省略	<u>・郵便局</u>	省略	省略
省略																						
省略	省略																					
	省略																					
省略																						
省略																						
省略																						
省略																						
省略																						
省略																						
省略	省略																					
	<u>・郵便局</u>																					
省略																						
省略																						
省略																						
<u>・郵便局</u>																						
省略																						
省略																						

(愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正)

**第8条** 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p><b>様式第11号</b>(第2条関係) 資源循環促進税通知書兼納額告知書</p> <p>(その1) 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>(その2) 加算金額のみを決定した場合の分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略	<p><b>様式第11号</b>(第2条関係) 資源循環促進税通知書兼納額告知書</p> <p>(その1) 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>・郵便局</u></td> </tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>(その2) 加算金額のみを決定した場合の分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	省略		<u>・郵便局</u>	省略	省略	省略
省略																	
省略	省略																
	省略																
省略																	
省略																	
省略																	
省略																	
省略	省略																
	<u>・郵便局</u>																
省略																	
省略																	
省略																	

省略	・郵便局
省略	省略
注 省略	注 省略
(その3) 不申告加算金額のみを決定した場合の分	(その3) 不申告加算金額のみを決定した場合の分
省略	省略
省略	省略
省略	・郵便局
省略	省略
注 省略	注 省略

(県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則の廃止)

第9条 県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則(昭和39年愛媛県規則第30号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替については、第9条の規定による廃止前の県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則第3条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により交付した書類とみなす。
- 4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第38号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第1条 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成18年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益信託ニ関スル法律</u>(大正11年法律第62号。以下「法」という。)第1条に規定する公益信託であって、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条第1項の規定に基づき主務官庁の権限に属する事務を知事が行うこととされたもの(以下「公益信託」という。)に係る<u>許可及び監督</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公益信託の許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額</u>を記載</p>	<p><b>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>信託法</u>(大正11年法律第62号。以下「法」という。)第66条に規定する公益信託のうち、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条第1項の規定に基づき主務官庁の権限に属する事務を知事が行うこととされたもの(以下「公益信託」という。)の<u>引受けの許可及び監督</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 法第68条の規定により公益信託の引受けをしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>信託財産</u>となるべきものの種類及び総額を記載</p>

した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

- (4) 省略
- (5) 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書
- (6) 省略
- (7) 信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、信託の引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- (8) 省略

（財産の移転の届出）

**第3条** 法第2条第1項の許可を受けた受託者は、遅滞なく前条第3号の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、登記事項証明書、銀行等の証明書類その他のこれを証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業計画書等の提出）

**第4条** 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、信託事務年度開始後3月以内に提出することができる。

2 省略

（事業報告書等の提出）

**第5条** 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 当該信託事務年度末における財産目録

（公告）

**第6条** 受託者は、前条の書類を提出した後遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

（特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出）

**第7条** 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を

- 知事に提出しなければならない。
- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更案及び新旧対照表

(3) 省略

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の変更の許可の申請）

**第8条** 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

- (4) 省略
- (5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書
- (6) 省略
- (7) 引受け当初の事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- (8) 省略

2 前項の申請書及び添付書類には、副本1通を添えなければならない。

（財産の移転の届出）

**第3条** 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第1項第3号の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、登記事項証明書、銀行等の証明書類その他のこれを証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業計画書等の提出）

**第4条** 受託者は、毎事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、事業年度開始後3月以内に提出することができる。

2 省略

（事業報告書等の提出）

**第5条** 受託者は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 当該事業年度末における財産目録

（公告）

**第6条** 受託者は、前条の書類を提出した後遅滞なく、前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

（信託条項の変更の認可の申請）

**第7条** 受託者は、法第70条の規定による信託条項の変更について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 信託条項の変更案
- (2) 信託条項を変更する理由を記載した書類
- (3) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- (4) 省略

2 前項の信託条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書の変更案を添えなければならない。

3 第2条第2項の規定は、第1項の申請について準用する。



(2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 信託の変更案及び新旧対照表

(4) 現行の信託行為

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

**第9条** 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の併合をする根拠となる信託法（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第5号から第8号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「引受け」とあるのは、「併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

**第10条** 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

(2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

**第11条** 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

(2) 新規信託分割をする根拠となる信託法（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第5号から第8号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、

同条第7号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

**第12条** 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 省略
  - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
  - (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (検査役の選任の請求)

**第13条** 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

**第14条** 委託者\_\_\_\_\_又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の請求)

**第15条** 利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条\_\_\_\_\_の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第4号\_\_\_\_\_に掲げる書類及び就任承諾書

(信託財産管理命令の請求)

**第16条** 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

**第17条** 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為(次項において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

**第18条** 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用

(受託者の辞任の許可の申請)

**第8条** 受託者は、法第71条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 信託事務及び信託財産\_\_\_\_\_の状況を記載した書類
- (3) 新受託者\_\_\_\_\_の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

**第9条** 委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、法第47条及び第72条\_\_\_\_\_の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 新受託者\_\_\_\_\_の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者\_\_\_\_\_の選任の請求)

**第10条** 利害関係人は、法第49条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第72条の規定により受託者\_\_\_\_\_の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 新受託者\_\_\_\_\_となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書

する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

**第19条** 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

**第20条** 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

**第21条** 利害関係人は、信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第5号 \_\_\_\_\_ に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

**第22条** 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しな

(信託管理人の選任の請求)

**第11条** 利害関係人は、法第8条第1項及び第72条

\_\_\_\_\_ の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

**第12条** 受託者は、法第22条第1項ただし書及び第72条の規定による許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 信託財産を固有財産としようとする理由を記載した書類
- (2) 固有財産としようとする信託財産の種類及び総額を記載した書類
- (3) 固有財産としようとする信託財産の価格を証する書類

なければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類  
(信託管理人の解任の請求)

**第23条** 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類  
(新たな信託管理人の選任の請求)

**第24条** 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類  
(信託の終了の請求)

**第25条** 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類  
(諸届出)

**第26条** 受託者は、この規則で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出書にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) \_\_\_\_\_ 受託者の氏名、住所又は職業に変更があったとき(受託者 \_\_\_\_\_ が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)
- (2) 省略
- (3) 省略

2 前項第2号又は第3号の規定による届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、これらの者に係る第2条第5号 \_\_\_\_\_ 又は第6号に掲げる書類を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

**第27条** 受託者は、信託事務を行う事務所に \_\_\_\_\_、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1)~(6) 省略  
(業務の監督)

**第28条** 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして信託

(諸届出)

**第13条** 受託者は、この規則で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出書にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 委託者又はその相続人が死亡したとき(委託者が法人である場合にあっては、当該法人が解散し、又は合併したとき。)
- (2) 委託者若しくはその相続人又は受託者の氏名又は住所に変更があったとき(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)
- (3) 省略
- (4) 省略

2 前項第3号又は第4号の規定による届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、これらの者に係る第2条第1項第5号又は第6号に掲げる書類を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

**第14条** 受託者は、信託事務を行う事務所に、法第39条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1)~(6) 省略  
(業務の監督)

**第15条** 知事は、法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして信託

事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 省略

(公益信託の終了等の届出)

第29条 受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

事務及び財産の状況を検査させることができる。

2 省略

(残余財産処分の許可の申請)

第16条 受託者は、信託行為の定めるところにより信託の終了に伴う残余財産の処分について知事の許可等を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 信託終了の事由を記載した書類
- (2) 財産目録
- (3) 残余財産の処分方法に関する書類

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(公益信託の終了)の届出)

第17条 受託者は、信託が終了したときは、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項の規定により許可を申請した場合は、この限りでない。

(愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10号様式(第1条関係)</b></p> <p>1 (通知書兼不足税額等納額告知書)事業税(法人分)、県民税(法人等分)に係る分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>年 月 日から事業年度分(連結事業年度分 _____)事業税(法人分)及び県民税について課税標準額等次のとおり更正・決定しましたから通知します。</p> <p>省略</p> </div> <p>備考1 「年 月 日から _____ 年 月 日まで」の事業年度分(連結事業年度分 _____)とあるのは、清算所得分にあつては、「清算所得分」と記載すること。</p> <p>2~5 省略</p> <p>2~7 省略</p>	<p><b>第10号様式(第1条関係)</b></p> <p>1 (通知書兼不足税額等納額告知書)事業税(法人分)、県民税(法人等分)に係る分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>年 月 日から事業年度分(連結事業年度分・計算期間分)事業税(法人分)及び県民税について課税標準額等次のとおり更正・決定しましたから通知します。</p> <p>省略</p> </div> <p>備考1 「年 月 日から _____ 年 月 日まで」の事業年度分(連結事業年度分・計算期間分)とあるのは、清算所得分にあつては、「清算所得分」と記載すること。</p> <p>2~5 省略</p> <p>2~7 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公益信託に係る許可及び監督については、第1条の規定による改正後の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定は、愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第41号。以下「改正条例」という。）による改正後の愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2の規定の適用がある事業税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、改正条例による改正前の愛媛県税賦課徴収条例第18条の2の規定の適用がある事業税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

4 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第1（第3条、第4条関係）</b>		<b>別表第1（第3条、第4条関係）</b>	
1～6 省略		1～6 省略	
7 <u>知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則</u> （平成18年愛媛県規則第29号）	第27条第1号、第2号（委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿並びに定款又は寄附行為に限る。）、第5号（収入及び支出に関する帳簿に限る。）及び第6号	7 <u>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</u> （平成18年愛媛県規則第29号）	第14条第1号、第2号（委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿並びに定款又は寄附行為に限る。）、第5号（収入及び支出に関する帳簿に限る。）及び第6号

○愛媛県規則第39号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則）

**第1条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</b>		<b>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</b>	
省略		省略	
注1～10 省略		注1～10 省略	
11 直前の事業年度に係る有価証券報告書（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9 <sup>(8)</sup> 及び <sup>(10)</sup> に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。		11 直前の事業年度に係る有価証券報告書（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9 <sup>(8)</sup> 及び <sup>(10)</sup> に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。	
12 省略		12 省略	
<b>様式第6号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書</b>		<b>様式第6号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書</b>	
省略		省略	
注1～9 省略		注1～9 省略	
10 直前の事業年度に係る有価証券報告書（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9 <sup>(8)</sup> 及び <sup>(10)</sup> に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することが		10 直前の事業年度に係る有価証券報告書（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9 <sup>(8)</sup> 及び <sup>(10)</sup> に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することが	

できる。

11 省略

様式第11号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

省略

注1～6 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 省略

様式第12号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

注1～6 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 省略

できる。

11 省略

様式第11号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

省略

注1～6 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 省略

様式第12号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

注1～6 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 省略

（愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>（資産等報告書等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第2条第1項第5号の規則で定める株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券とする。</u></p> <p>3 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、<u>金銭信託及びその他とする。</u></p> <p>4 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第1号（第3条関係） 資産等（補充）報告書</p> <p>省略</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25条）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券</u></p> <p>(1) 株券以外の有価証券</p>	<p>（資産等報告書等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 条例第2条第1項第6号の規則で定める株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会</u>に<u>登録されている株券とする。</u></p> <p>3 条例第2条第1項第6号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券<u>及びその他とする。</u></p> <p>4 条例第2条第1項第7号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第7号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第7号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第2条第1項第7号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第1号（第3条関係） 資産等（補充）報告書</p> <p>省略</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>金銭信託</u></p> <table border="1" data-bbox="829 1960 1436 2027"> <tr> <td>元本の額（総額）</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>6 <u>証券取引法（昭和23年法律第25条）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券</u></p> <p>(1) 株券以外の有価証券</p>	元本の額（総額）	円
元本の額（総額）	円		

省略

記入上の注意

- 1 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入すること。
- 2 金銭信託にあっては、額面金額の総額欄には、元本の額（総額）を記入すること。

(2) 省略

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 注 省略

省略

記入上の注意

種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券 \_\_\_\_\_ 及びその他の別を記入すること。

(2) 省略

- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 注 省略

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
コープ神郷	新居浜市松神子一丁目344番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後9時45分まで	平成19年9月30日	平成19年8月31日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時15分まで	午前8時30分から午後10時まで		
コープ山根	新居浜市西連寺町二丁目1062番地5	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後9時45分まで	平成19年9月30日	平成19年8月31日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時15分まで	午前8時30分から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1522号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良



事業（かんがい排水）・豊田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・豊田地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月1日から10月29日まで

3 縦覧場所

愛南町役場

○愛媛県告示第1523号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月1日から10月29日まで

3 縦覧場所

愛南町役場

○愛媛県告示第1524号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瀬戸谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瀬戸谷地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年10月1日から10月29日まで

3 縦覧場所

愛南町役場

○愛媛県告示第1525号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市広岡乙64の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
広岡乙64の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市福成寺乙163の2、乙163の4、乙164、乙166、乙168、乙173、乙178、乙191から乙193まで、乙194の1、乙194の2、乙195、乙197の1、乙197の2、乙198

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
福成寺乙166・乙168・乙194の1・乙194の2・乙195（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市安用甲1038の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安用甲1038の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市小松町石鎚字湯浪3557、3558、3560から3569まで、3571から3573まで、3576から3579まで、3580の1、3581、3782か

- ら3788まで、3790から3796まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯浪3557・3560・3562・3563・3565・3567・3580の1  
(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、3564、  
3581  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
西条市丹原町明穂丁56の41
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町明穂丁56の41(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所  
西条市丹原町高松乙35の28、乙35の29、乙35の49、乙35の50

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町高松乙35の28・乙35の29・乙35の49・乙35の50  
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所  
西条市丹原町志川乙12の25から乙12の28まで、乙12の31、乙  
12の32、乙12の35、乙12の54
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町志川乙12の31・乙12の32(以上2筆について次の  
図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係  
書類を愛媛県庁ならびに西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市具定町字日之尾山乙64番22から 同字64番29まで	旧	メートル 5.0~17.0	キロメートル 0.133	
			新	54.0~69.0	0.133	

○愛媛県告示第1527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成19年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市具定町字日之尾山乙64番22から 同字乙64番29地先まで	平成19年9月28日

○愛媛県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾721番3から 同町松尾713番2まで	平成19年9月28日

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
	部 長	局 長		課 長		部 長	局 長	課 長			
総 務 管 理 課	1 市町村 交付金に 関する事 務	1 県有固定資産に関する市町村交 付金の基礎となる価格等の決定 ( <u>国有資産等所在市町村交付金法</u> _____)				総 務 管 理 課	1 市町村 交付金に 関する事 務	1 県有固定資産に関する市町村交 付金の基礎となる価格等の決定 ( <u>国有資産等所在市町村交付金及 び納付金に関する法律</u> )			
	2～8 省 略						2～8 省 略				
市 町 振 興	1～11 省 略					市 町 振 興	1～11 省 略				
	12 <u>国有資 産等所在</u>	1 市町の廃置分合等があつた場合 の国有資産等所在市町村交付金の					12 <u>国有資 産等所在</u>	1 市町の廃置分合等があつた場合 の国有資産等所在市町村交付金の			

課	市町村交付金法	交付 _____ を求める権利の承継につき関係市町長の意見が異なる場合の措置（国有資産等所 在の施行に関する事務 第4条）					
	13～25 省略						
課	市町村交付金及び納付金に関する法律の施行に関する事務	交付又は日本郵政公社有資産所在市町村交付金の納付を求める権利の承継につき関係市町長の意見が異なる場合の措置（国有資産等所 在の法律施行令第4条）					
	13～25 省略						

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決 裁 区 分			事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
		知 事	専 決 者 部 長	局 長 課 長			知 事	専 決 者 部 長	局 長 課 長
1～11 省略					1～11 省略				
12 公益信託に関する事務	1 <u>公益信託の許可（公益信託ニ関スル法律（以下この部において「法」という。）第2条第1項、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第1条第1項）</u>				12 公益信託に関する事務	1 <u>引受けの許可（信託法第68条、第72条 _____、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第75条第1項）</u>			
	2 <u>事務の処理の検査（法第4条第1項、政令第1条第1項）</u>		—		2 <u>監督に関すること。</u>				
					(1) <u>信託管理人の選任（信託法第8条第1項、第72条、政令第75条第1項）</u>		—		
					(2) <u>信託財産の取得の許可（信託法第22条第1項ただし書、第72条、政令第75条第1項）</u>		—		
				(3) <u>受託者の解任（信託法第47条、第72条、政令第75条第1項）</u>		—			

3	処分命令（法第4条第1項、政令第1条第1項）		—	
4	信託の変更の命令（法第5条第1項、政令第1条第1項）		—	
5	信託の変更の許可（法第6条、政令第1条第1項）		—	
6	信託の併合の許可（法第6条、政令第1条第1項）		—	
7	信託の分割の許可（法第6条、政令第1条第1項）		—	
8	受託者の辞任の許可（法第7条、政令第1条第1項）		—	
9	検査役の選任（法第8条、信託法第46条第1項、政令第1条第1項）		—	
10	受託者の解任（法第8条、信託法第58条第4項、政令第1条第1項）		—	
11	新たな受託者の選任（法第8条、信託法第62条第4項、政令第1条第1項）		—	
12	信託財産管理命令（法第8条、信託法第63条第1項、政令第1条第1項）		—	
13	信託財産管理人による保存行為等の範囲を超える行為の許可（法		—	

(4)	信託財産の管理人の選任及び処分命令（信託法第48条、第72条、政令第75条第1項）		—	
(5)	新受託者の選任（信託法第49条第1項、第2項、第72条、政令第75条第1項）		—	
(6)	事務の処理の検査（信託法第69条第1項、第72条、政令第75条第1項）		—	
(7)	処分命令（信託法第69条第1項、第72条、政令第75条第1項）		—	
(8)	信託の条項の変更（信託法第70条、第72条、政令第75条第1項）		—	
(9)	受託者の辞任の許可（信託法第71条、第72条、政令第75条第1項）		—	
(10)	事業計画及び収支予算の届出の受理			—
(11)	事業報告、収支決算届出の受理			—
(12)	残余財産の処分の許可		—	
(13)	主務大臣に対する報告			—

第8条、信託法第66条第4項、政令第1条第1項)													
14 信託財産法人管理人による保存行為等の範囲を超える行為の許可(法第8条、信託法第66条第4項、第74条第6項、政令第1条第1項)			—										
15 信託財産管理者の辞任の許可(法第8条、信託法第57条第2項、第70条、政令第1条第1項)			—										
16 信託財産法人管理人の辞任の許可(法第8条、信託法第57条第2項、第70条、第74条第6項、政令第1条第1項)			—										
17 信託財産管理者の解任(法第8条、信託法第58条第4項、第70条、政令第1条第1項)			—										
18 信託財産法人管理人の解任(法第8条、信託法第58条第4項、第70条、第74条第6項、政令第1条第1項)			—										
19 信託財産法人管理命令(法第8条、信託法第74条第2項、政令第1条第1項)			—										
20 信託管理人の選任(法第8条、信託法第123条第4項、第258条第6項、政令第1条第1項)			—										
21 信託管理人の辞任の許可(法第8条、信託法第57条第2項、第128条第2項、政令第1条第1項)			—										
22 信託管理人の解任(法第8条、信託法第58条第4項、第128条第2項、政令第1条第1項)			—										
23 新たな信託管理人の選任(法第8条、信託法第62条第4項、第129条第1項、政令第1条第1項)			—										
24 信託の終了(法第8条、信託法第165条第1項、政令第1条第1項)			—										
25 財産の移転の届出の受理(知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(以下この部において「規則」という。))第3条)											—		
26 事業計画書等の提出の受理(規則第4条)												—	
27 事業報告書等の提出の受理(規則第5条)													—
28 信託の変更に係る書類の提出の受理(規則第7条第1項)													—
29 受託者の氏名等の変更の届出の受理(規則第26条第1項)													—

30 公益信託の終了の届出の受理(規則第29条第1項)					—
31 公益信託の清算結了の届出の受理(規則第29条第2項)					—
32 主務大臣に対する報告					—
33 省略					
13~23 省略					
備考 省略					

3 省略					
13~23 省略					
備考 省略					

附 則

この訓令は、平成19年9月30日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成19年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成18年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で369人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	行政事務(情報)	総合土木	建築	農業	水産	化学	心理判定員	獣医師	保健師	作業療法士	合計
男性	13	1	2	1	1	1	1	0	1	0	0	21
女性	7	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	12
合計	20	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	33

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	臨床工学技士	視能訓練士	看護師	合計
男性	1	33	3	3	1	1	0	1	43
女性	0	6	1	1	3	0	1	61	73
合計	1	39	4	4	4	1	1	62	116

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	学校栄養職員	合計
男性	23	11	0	2	0	36
女性	28	19	8	2	3	60
合計	51	30	8	4	3	96

(工) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(情報処理)	警察官(武道)	警察官(航空操縦士)	警察事務	鑑識(法医)	少年補導職員	合計
男性	89	2	2	1	5	0	0	99
女性	20	0	1	0	1	1	2	25
合計	109	2	3	1	6	1	2	124

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成18年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて766人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	84	13	191	75	363
定 年 前 退 職	40	125	174	64	403
合 計	124	138	365	139	766

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成17年度に再任用された職員については1回、平成18年度に再任用された職員については2回に限り任期を更新することができます。平成18年度における新規再任用者数は30人、任期更新者数は5人で、いずれも短時間勤務の職です。また、離職者数は24人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	合計
新規再任用者数	7	0	23	30
任期更新者数	3	1	1	5
離職者数	7	2	15	24

エ 職員数の状況

平成18年及び平成19年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成19年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成19年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

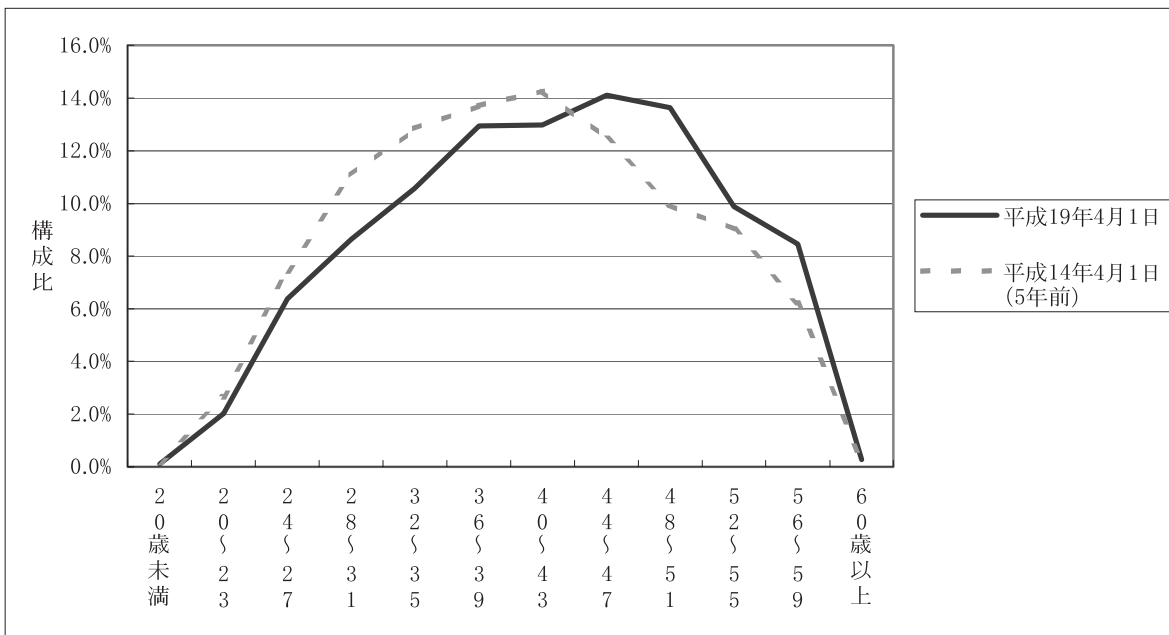
		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一般 行政 部門	議 会	36	34	2	議事・記録業務の減
	総務企画	662	653	9	総務系業務の執行体制の効率化、派遣職員の減
	税 務	209	199	10	課税・徴収業務の執行体制の効率化
	民 生	350	353	3	児童相談業務の増、子ども療育センターの設置
	衛 生	561	550	11	健康増進センター廃止、薬剤師及び検査技師等の欠員不補充
	労 働	88	89	1	職業訓練指導体制の強化
	農林水産	1,235	1,208	27	農林水産業振興業務の執行体制の効率化



	商工	204	200	4	工業系試験業務の減、観光推進業務の執行体制の効率化
	土木	1,017	980	37	道路建設・管理業務の減、用地交渉業務の減
	小計	4,362 [10]	4,266 [20]	96 [10]	
特別 行政 部門	教育	13,598	13,479	119	児童生徒数の減少による教職員の減
	警察	2,780	2,799	19	警察官の増
	小計	16,378 [24]	16,278 [23]	100 [1]	
公営 企業 部門	小計	2,070 [1]	2,088 [1]	18 [0]	診療体制強化による増
合計 (条例定数)		22,810 [35] (23,505)	22,632 [44] (23,410)	178 [9] (95)	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。  
 2 [ ]内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。  
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。  
 4 一般行政部門には、知事の事務部局（愛媛県立医療技術大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数(人)	25	456	1,444	1,957	2,392	2,928	2,940	3,193	3,087	2,238	1,912	60	22,632
構成比	0.1%	2.0%	6.4%	8.6%	10.6%	12.9%	13.0%	14.1%	13.6%	9.9%	8.4%	0.3%	100.0%

(ウ) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	5年間で一般行政部門の職員数を10.0%（450人）削減する計画

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成18年3月策定の「愛媛県構造改革プラン」の中で、平成17年4月1日現在の総定員（一般行政、公営企業、教育、警察部門 22,963人）を平成22年4月1日までの5年間で6.5%（1,500人）削減する計画

d 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

	区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	計	（参考） 数値目標
		（計画前年）	（1年目）	（2年目）	（3年目）	（4年目）	（5年目）		
一般 行政 部門	減員		125	78	235			438	
	増員		51	20	139			210	
	差引		74	58	96			228 (50.7%)	450
	職員数	4,494	4,420	4,362	4,266			4,266	4,044

注1 計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。  
2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成18年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 （平成18年度末）	歳 出 額 （ A ）	実 質 収 支	人 件 費 （ B ）	人件費率 （ B / A ）	平成17年度 の人件費率
平成18年度	1,479,775 人	608,038,431 千円	1,904,767 千円	183,916,740 千円	30.2 %	29.6 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成19年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 （ A ）	給 与 費				1人当たり 平均給与費 （ B / A ）
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 （ B ）	
平成19年度	20,785 人 ( 9 )	91,269,879 千円	16,403,003 千円	37,444,036 千円	145,116,918 千円	6,982 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。  
2 職員数は、平成19年度当初予算に計上された数値であり、平成19年4月1日現在の実職員数とは一致しません。  
3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成19年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

特別職

区分	給料	期末手当
知 事	20 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事、教育長、管理者、常勤監査委員	15 / 100	

一般職員

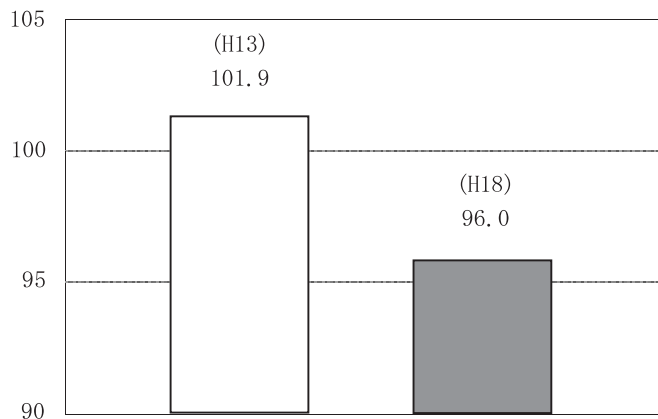
区分	給料	管理職手当	その他の手当
特定幹部職員	6 / 100	7.5 / 100	減額後の給料の月額による額
管理職員	4.5 / 100	7.5 / 100	
一般職員	3 / 100	-	
若年層職員	2.6 / 100	-	

\* 減額措置の対象となる手当（給料の月額を算出基礎に含む手当）  
 地域手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特給・へき地手当  
 農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当  
 退職手当は、減額前の給料の月額による。

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成18年度におけるラスパイレス指数は、96.0です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など10種類の給料表を定めています。

平成19年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,088人及び再任用短時間勤務職員9人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、20,543人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,395人（21.4パーセント）、技能労務職500人（2.4パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職3,575人（17.4パーセント）、中学校・小学校教育職8,513人（41.4パーセント）及び公安職2,383人（11.6パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

## a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43歳10月	351,561円	434,470円

## b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45歳10月	323,506円	367,580円
うち 用務員	46歳2月	320,710円	364,334円
うち 自動車運転手	45歳3月	324,740円	368,772円
うち 学校給食員	46歳8月	318,595円	350,437円

## c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳9月	365,662円	420,746円

## d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42歳10月	373,414円	418,785円

## e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳0月	340,587円	448,922円

注1 平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

## (イ) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

平成19年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給（給与減額措置前）を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	170,200円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	138,400円	III種 138,400円
技 能 労 務 職	高校卒	134,000円	-
	中学卒	120,200円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	198,120円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	198,120円	-
公 安 職	大学卒	190,100円	200,800円
	高校卒	159,600円	159,600円

## (ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成19年4月1日現在)

平成19年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	261,428円	315,249円	372,555円
	高校卒	212,600円	258,558円	319,955円
技 能 労 務 職	高校卒	194,996円	248,611円	290,440円
高等学校教育職	大学卒	299,868円	359,264円	396,757円
中学校・小学校 教 育 職	大学卒	293,343円	352,326円	386,222円
公 安 職	大学卒	277,759円	343,977円	381,895円
	高校卒	241,582円	288,995円	349,061円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

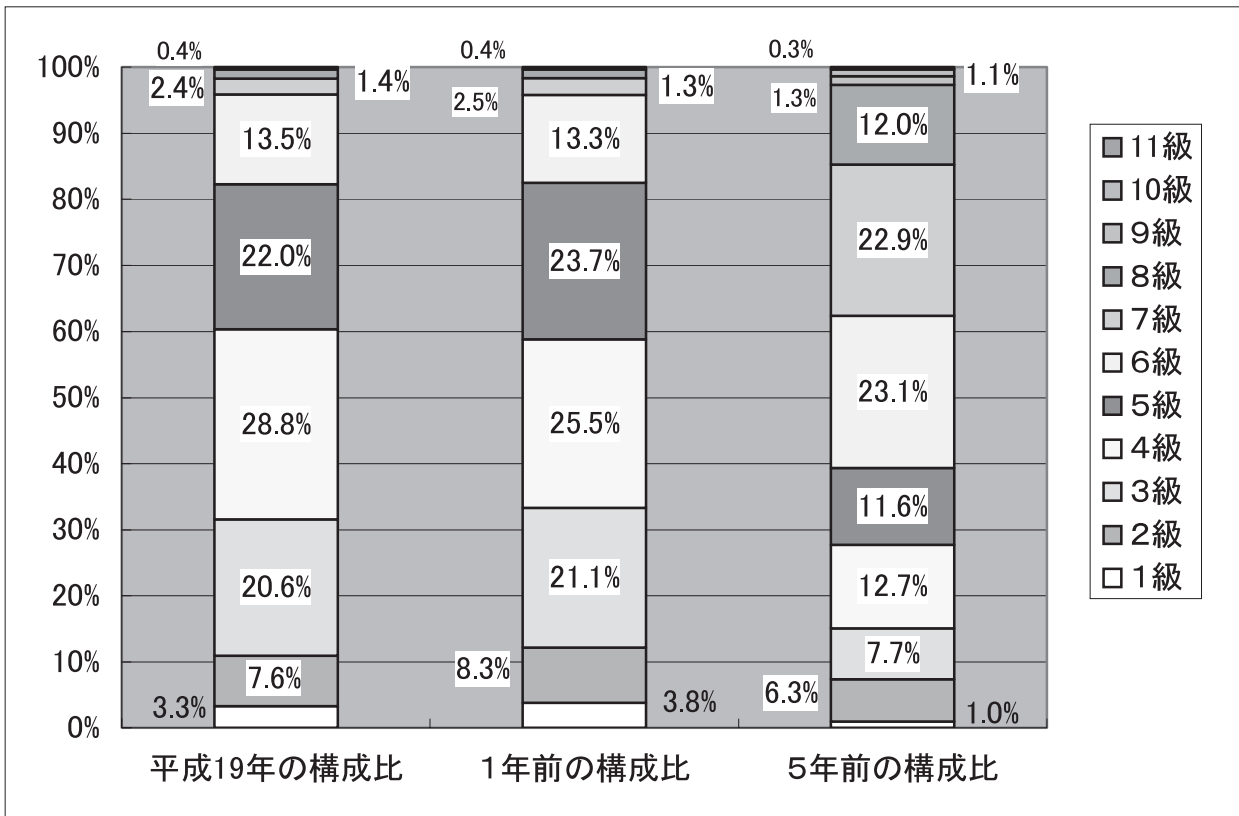
平成19年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

(参考) 17年度までの級構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	145人	3.3%
2級	主事・技師	336人	7.6%
3級	主任・係長	905人	20.6%
4級	専門員	1,266人	28.8%
5級	課長補佐	965人	22.0%
6級	課長	594人	13.5%
7級	参事	107人	2.4%
8級	局長	60人	1.4%
9級	部長	17人	0.4%
計		4,395人	100.0%

区分	標準的な職務内容
1級	主事・技師
2級	主事・技師
3級	主事・技師
4級	主査
5級	主任・係長
6級	専門員
7級	課長補佐
8級	課長
9級	参事
10級	局長
11級	部長

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。  
 なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成18年度普通会計決算ベースの額です。

### ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（平成18年度決算） 1,739千円		-	
（平成18年度支給割合）		（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	940 千円	27,586 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成18年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。

支 給 実 績（平成18年度決算）			35,845千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			607,542円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		12%	26人	12%
医師以外	東京都（特別区）	14%	23人	14%
	大阪府（大阪市）	12%	7人	12%

注 支給対象職員数は、平成19年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成18年度決算）	698,266千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成18年度決算）	62,101円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	54.2%		
手当の種類（手当数）	56		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	①日額 560円 ②日額 220円

レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護作業 ②児童及び精神障害者等の心理判定作業 ③肢体不自由児の看護作業等 ④精神障害者等の看護作業等	①日額 350円 ②～④日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子又は皇太子妃の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理事業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理事業	1回 5,200円
特殊危険物質処理事業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質（サリン等）の処理事業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理事業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円



漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 2,200円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉仕事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等 の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	水産試験場に勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局地課、地方局土地改良主務課及び地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は結核予防法に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務（整備士） ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円 （整備士の場合は、2,200円）
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	①日額 480円 ②日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場及び林業技術センターに勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削1回 110円

教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	①日額 3,200円 ②日額 3,000円 ③日額 1,700円 ④日額 2,400円 ⑤日額 2,000円 ⑥日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	養鶏試験場又は畜産試験場に勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成18年度決算額）	2,894,545千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	157千円
支給実績（平成17年度決算額）	3,184,320千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	171千円

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕	同	-	千円 2,579,627	円 237,600
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	同	-	千円 1,387,972	円 118,955

		【持家居住者】 3,500円	異	国制度 取得後5 年間まで 2,500円		
初任給 調整手当	医師等採用による欠員の 補充が困難である職に採 用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区 分及び採用の日以後の期間の区分に応じて 支給 上限額：306,900円	同	-	千円 70,446	円 2,071,941
通勤手当	通勤のため、交通機関等 を利用している職員又は 自動車等を使用している 職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当 額 上限額：75,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,699,617	円 102,399
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い単身で生活すること となった職員に対して支 給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6, 000～45,000円	同	-	千円 205,038	円 300,202
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,454,928	円 641,220
特勤手当及び 特勤手当に 準ずる手当	離島その他の生活の著しく 不便な地に所在する公 署等に勤務する職員に支 給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、公署の 区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 67,967	円 346,770
へき地手当及び へき地手当に 準ずる手当	へき地学校等に指定され た学校に勤務する教育職 員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、学校の 区分に応じた一定率を乗じた額			千円 229,296	円 260,564
定時制 通信教育手当	県立の高等学校で本務とし て定時制教育又は通信 教育に従事する教育職員 等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗 じた額（管理職手当との併給調整あり。）			千円 77,777	円 449,578
産業教育手当	県立の高等学校で農業、 水産又は工業に係る産業 教育に従事する教育職員 に支給	給料月額に100分の7を乗じた額（管理職 手当等との併給調整あり。）			千円 162,351	円 413,107
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校又は県立 学校に勤務する教育職員 に支給	上限額：20,200円 職務の級号給に応じた定額 （産業教育手当等との併給調整あり。）			千円 2,015,753	円 166,275
農林漁業 普及指導手当	農林漁業の普及指導に関 する事務に従事する職員 に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 55,352	円 240,661
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外 又は休日等に宿直又は日 直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか （勤務時間による増減あり。）	同	-	千円 445,010	円 241,067
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される 職員が週休日等に勤務し た場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回 の定額 （6時間を超える場合は加算あり。）	同	-	千円 26,250	円 205,078
夜勤手当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する職 員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 155,789	円 164,334
休日給	休日等における正規の勤 務時間中に勤務した職員 に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 588,859	円 391,268

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,056,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	858,500円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	873,000円 ( 970,000円)
	副 議 長	783,000円 ( 870,000円)
	議 員	738,000円 ( 820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成18年度支給割合)
	副 知 事	3.3月分
退 職 手 当	議 長	(平成18年度支給割合)
	副 議 長	3.3月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円×在職月数×0.6 (任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×0.45 ( " )

注 給料月額及び報酬月額、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成15年愛媛県条例第41号）に基づき、それぞれ知事20%、副知事15%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来53年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2機）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所（9機）において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

#### a 職員給与費の状況

##### (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 2,149,222	千円 261,248	千円 433,809	% 20.2	% 21.5

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

##### (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成19年度	人 71	千円 313,612	千円 73,050	千円 158,032	千円 544,694	千円 7,672

注1 職員数及び給与費は、平成19年度当初予算に計上された数値であり、平成19年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成19年4月1日現在の職員数は、64人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	42歳10月	362,096円	456,157円 (587,647円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

## c 職員の手当の状況

## (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成18年度）			1人当たり平均支給額（平成18年度）		
1,760千円			1,739千円		
（平成18年度支給割合）			（平成18年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0月分	1.45月分		3.0月分	1.45月分	
(1.6)月分	(0.75)月分		(1.6)月分	(0.75)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

## (b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	-千円	26,839千円	1人当たり平均支給額	940千円	27,586千円

注 1人当たり平均支給額は、平成18年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

## (c) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

## (d) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度決算）		37千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		1,480円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		41.0%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	42,604千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	888千円
支給実績（平成17年度決算）	57,299千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	971千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

## (f) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,050	円 256,977
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,798	円 94,950
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,442	円 81,952
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,584	円 316,800
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,532	円 684,727
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 383	円 191,500
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10	円 10,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,333	円 196,059

## (イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来43年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力238,133立方メートルで営業しています。

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 1,197,771	千円 146,144	千円 196,831	% 16.4	% 17.4

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成19年度	人 29	千円 132,458	千円 35,631	千円 56,750	千円 224,839	千円 7,753

注1 職員数及び給与費は、平成19年度当初予算に計上された数値であり、平成19年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成19年4月1日現在の職員数は、28人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	42歳2月	350,668円	410,714円 (538,190円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

## c 職員の手当の状況

## (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成18年度）		1人当たり平均支給額（平成18年度）	
1,708千円		1,739千円	
（平成18年度支給割合）		（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の間職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の間職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	940千円	27,586千円

注 1人当たり平均支給額は、平成18年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度決算）				134千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）				6,091円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）				75.9%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	11,092千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	482千円
支給実績（平成17年度決算）	9,138千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	435千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。



## (f) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,025	円 218,478
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,750	円 119,565
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,495	円 155,938
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,728	円 288,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,787	円 631,167
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜間勤務の制度と同じ。	同	-	千円 2,204	円 200,364

## (ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来50年を経過し、現在、中央、今治、三島、南宇和及び新居浜の5病院で、病床数1,905床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 36,474,180	千円 34,295	千円 13,779,227	% 37.8	% 35.8

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成19年度	人 2,009 (1)	千円 7,817,127	千円 3,284,117	千円 3,209,363	千円 14,310,607	千円 7,123

注1 職員数及び給与費は、平成19年度当初予算に計上された数値であり、平成19年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

県営病院事業に従事する平成19年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人を含まない。）は、1,996人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	43歳 0月	543,754円	1,052,459円 (1,228,635円)
看 護 師	35歳 6月	288,137円	360,828円 (466,534円)
事務職員	44歳 4月	359,275円	531,716円 (667,936円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

### c 職員の手当の状況

#### (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成18年度）		1人当たり平均支給額（平成18年度）	
1,491千円		1,739千円	
（平成18年度支給割合）		（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	医師	1,171千円 21,825千円		940千円	27,586千円
	看護師	1,674千円 23,131千円			
	その他	5,614千円 21,896千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成18年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支 給 総 額 (平成18年度決算)		158,585千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		619,512円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度 (支給率)
医 師		12%	246人	12%

注 支給対象職員数は、平成19年4月1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給総額 (平成18年度決算)		514,856千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		334,105円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		75.4%	
手当の種類 (手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの方に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間) において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を受け自宅等で行う待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	①1回 2,000円から3,300円まで ②1回 860円 ③1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する医師	当直勤務中において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額 × 従事時間

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度決算)	1,309,444千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	658千円
支給実績 (平成17年度決算)	1,299,830千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	660千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 158,871	円 212,394
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 226,496	円 186,263
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 127,364	円 92,093

単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,504	円 306,581
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 45,081	円 834,833
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 602,530	円 2,353,633
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 180,167	円 315,529
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,885	円 90,349
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 165,501	円 154,241

### (工) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区分	給料月額等
給料	705,500円(830,000円)
期末手当	(平成18年度支給割合) 3.3月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.3(任期毎)

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき15%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

### (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### ア 勤務時間の状況

平成18年度における職員の勤務時間は、1週間当たり40時間で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時15分から午後1時まで、休憩時間は、午後零時から午後零時15分までと午後5時から午後5時15分まで)となっていました。

なお、平成19年4月1日から休憩時間を廃止し、休憩時間を午後零時から午後1時までの1時間とする見直しを行ったことにより、職員の勤務時間が午前8時30分から午後5時30分までに変更となっています。

#### イ 休暇の状況

##### (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成18年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	9.0	5.9	6.8	9.6	6.1	8.2	4.1

##### (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

## ウ 休業の状況

### (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成18年度における育児休業者数は、682人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	64	172	3	412	31	682

### (イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成18年度における部分休業者数は、0人です。

### (ウ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、週20時間以内の時間、2年間で限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成18年度における修学部分休業者数は、0人です。

### (エ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、週20時間以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成18年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

### (オ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成18年度における休業者数は、1人です。

## (4) 分限及び懲戒処分の状況

### ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、退職又は降任があります。平成18年度における分限処分数は、235件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	76	27	108	20	231
降 任	4	0	0	0	4
合 計	80	27	108	20	235

### イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成18年度における懲戒処分数は、33件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	1	0	1
停 職	1	1	5	2	9

減 給	3	1	6	0	10
戒 告	6	0	5	2	13
合 計	10	2	17	4	33

## (5) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成18年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
飲酒運転の根絶について	公務員の飲酒運転に対する社会的批判が高まっていることや、本県職員による飲酒運転が後を絶たない状況にあることから、飲酒運転等職員の交通事故・違反に係る処分基準を厳格化し、飲酒運転の根絶について全職員に対し指導の徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙における教職員の服務規律の確保について周知徹底しました。
飲酒運転の根絶について	全国各地で公務員の飲酒運転が後を絶たない現状から、飲酒運転根絶のため、各学校等に対して指導の徹底を図りました。
自転車の交通違反・事故等に関する処分基準について	交通違反・事故等の処分基準を見直し、自転車利用者についても、悪質運転や危険運転を行った者に対して自動車の処分基準に準じて処分することとし、教職員に対して注意喚起を徹底しました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、教育行政や学校教育に対する県民や児童生徒の信頼を著しく損ねることのないよう、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。
個人情報の管理徹底について	実情に応じた管理運営規則等の作成・運用を通じて、学校の情報管理に万全を期するよう周知徹底を図りました。

ウ 警察本部長

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
非違事案防止対策の徹底について	本県をはじめ全国的に非違事案が発生していることに鑑み、所属長がリーダーシップを発揮して、非違事案防止対策の絶無に向けた取組の強化・徹底を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、警察情報流出事案の防止、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。

年末年始における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、警察情報流出事案の防止、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。
警察職員による飲酒運転事案等の防止対策の徹底について	全国的に飲酒運転追放気運が高揚する中、取締を行う立場の警察官による飲酒運転絶無について指示しました。
非違事案防止対策の不断の強化について	警察官による凶悪事件発生を鑑み、各所属長に対して、非違事案防止対策の不断の強化・徹底を指示しました。
第16回愛媛県知事選挙における警察職員の規律の保持について	警察職務の特殊性を認識させ、選挙に関する基本的留意事項を職員に周知徹底し、服務規律の確保を図りました。
年末年始における綱紀の厳正な保持について	年末年始において、飲酒の機会が多くなることから、所属長に対して、服務規律の確保と各種事故防止について職員に対する指導の強化・徹底を指示しました。
職員による多重債務事案の防止について	多重債務を抱えた職員は職務に専念できない上、非違事案に発展する可能性があることから、所属長に対して職員の身上把握と多重債務防止を指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止、警察情報流出事案の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。
職員による交通事故防止について	職員が関与する交通事故が多発傾向にあることに鑑み、交通事故絶無に向けた指導教養の徹底を指示しました。
統一地方選挙における警察職員の規律の保持について	警察職務の特殊性を認識させ、選挙に関する基本的留意事項を職員に周知徹底し、服務規律の確保を図りました。

- (イ) 各所属においてセクシュアル・ハラスメント教養を行い、全職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底を図りました。また、セクハラ相談員に対して、各所属で苦情相談対応要領の教養を行いました。

## (6) 研修及び勤務成績の評定の状況

### ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成18年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

#### (ア) 知事

##### a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、採用2年目の職員、採用7年目の職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 874人
能力開発研修	受講を希望する職員を対象に、条例立案、法人会計等の専門的な知識・技術の習得を目的とする研修	30コース 参加者 1,182人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	6コース 参加者 109人

##### b 派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁（8人）や自治大学校（2人）、民間企業等（3人）へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構（2人）や財団法人自治体国際化協会（1人）に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

##### c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ（5グループ）の育成を行いました。

#### (イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（2人）や海外の学会（3人）に派遣しました。

また、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に国等の研修機関が実施する研修を受講させました。(18人)

(ウ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(10人)

(エ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 293人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 231人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 10コース 参加者 2,027人
		〔県立学校教職員〕 12コース 参加者 811人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 14コース 参加者 2,416人
		〔県立学校教職員〕 16コース 参加者 1,025人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施した。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等65人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等19人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣した。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 33人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣した。	〔市町立学校教職員〕 フィンランド等 23人
		〔県立学校教職員〕 ドイツ、アメリカ、フィンランド等5人

(オ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成18年度は、採用時教養(7期230人)、昇任時教養(2期33人)、専科(36期475人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校(205人)、警察大学校(77人)及び法科学研修所(4人)で警察教養を行いました。

## イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会(事務局職員)

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。



勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成17年11月1日から平成18年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成17年11月1日から平成18年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不相当であると認められたときは、調整者に評定結果を再調整させます。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特例人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

## (7) 福祉及び利益の保護の状況

### ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成18年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

## a 健康診断

区分	概要
知事等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教育委員会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診、ヤングドックを、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。更に、共済組合において脳ドックが行われました。
警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

## 各種健康診断の実施状況（平成18年度）

## （知事等）

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	5,953人 一次検査 受診率 97.3%
	特別定期健康診断	537人 放射線業務従事職員検診、特定科学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診
その他検診	774人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
がん検診等	がん検診	8,863人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,222人 人間ドック、超音波検診

## （教育委員会）

## 県立学校

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	3,882人 一次検査 受診率 94.7%
その他検診	3,671人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	7,147人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	844人 人間ドック、ヤングドック、超音波検診

## 事務局

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	379人 一次検査 受診率 94.0%
	特別定期健康診断	12人 放射線業務従事職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
その他検診	83人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	771人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	163人 人間ドック、ヤングドック、超音波検診

## （警察本部長）

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	2,678人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	568人 有機溶剤使用職員検診、アクアラング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診
その他検診	60人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	3,326人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,519人 人間ドック、超音波検診

## b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」を策定し、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用を開始するとともに、健康相談室による相談やメンタルヘルスセミナーを実施したほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	外部専門機関による相談事業を行いました。また、共済組合において面接相談が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合と共同で生活相談カウンセラーによる相談事業を行いました。また、共済組合において、外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスセミナーが行われました。

## c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、健康づくりセミナーや一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	健康管理対策室を強化し、相談、健診事後指導等を行いました。また、共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動の推進、禁煙教室・禁煙マラソンの開催、実施等禁煙サポート事業の推進のほか、健康管理器具の設置等が行われました。

## (イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	7
	衛生委員会	26
教 育 委 員 会	衛生委員会	43
警 察 本 部 長	衛生委員会	1

## (ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成18年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

## a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合及び互助会と共同でライフプランの支援事業を行いました。また、共済組合において、保養所の設置、福利概要冊子発行等が、互助会において、福祉相談、福利厚生事務等研究助成等が、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	ライフプランの支援事業を行いました。また、互助会において、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が行われました。

## 共済組合福祉事業

## 平成18年度実績

区 分	利用者数
知事等	健 診 事 業 2,052人
【地方職員共済組合】	健康づくり事業 8,468人
	愛 媛 診 療 所 4,337人
組合員数 6,578人	貸 付 累 計 件 数 2,148件
被扶養者数 9,026人	

教育委員会	健 診 事 業	3,300人
【公立学校共済組合】	健 康 づ くり 事 業	625人
組合員数 14,291人	そ の 他 事 業	13,325人
被扶養者数 15,809人	に きた つ 会 館	107,686人
	貸 付 累 計 件 数	5,124件
警察本部長	健 診 事 業	5,176人
【警察共済組合】	健 康 づ くり 事 業	1,273人
組合員数 2,830人	そ の 他 事 業	87人
被扶養者数 4,450人	貸 付 累 計 件 数	1,741件

互助会事業実績  
平成18年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知 事 等	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	91,534
教 育 委 員 会	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談の実施、福利厚生事務等研究助成等	40,821
警 察 本 部 長	職員美術展の実施、資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等	62,761

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成18年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,503,519	2,909,259	747,640
直 営 保 健 給 付	21,013	-	-
休 業 給 付	155,211	340,759	22,544
災 害 給 付	254	1,333	-
附 加 給 付	31,598	73,830	22,481
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	23,265	51,788	13,567
計	1,734,860	3,376,969	806,232

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	160,269
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	299,999
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、傷病見舞金、退会餞別金、入学祝金等	12,661

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	518	502	1,131

## d 互助会への助成

互助会の円滑な運営を図るため、互助会に対し助成を行っています。平成18年度決算における県の助成状況等は、以下のとおりです。

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
会 員 数	6,462人	13,573人	2,996人
会員掛金 (A)	169,483千円	389,189千円	69,062千円
県補助金 (B)	15,080千円	27,000千円	9,781千円
負担割合(A : B)	1 : 0.09	1 : 0.07	1 : 0.14

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成18年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、111件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	10	24	10	61	105
通 勤 災 害	1	2	2	1	6
合 計	11	26	12	62	111

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成18年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の③のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成18年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の④のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

## (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用に関する規則等を基本法規として運用されていますが、その主旨とするところは、職を中心として成績主義による公正な任用が行われるところにあります。

人事委員会は、職員の採用候補者試験の実施、任用候補者名簿の作成、採用・昇任選考の実施等、任用制度全般を通じて成績主義の原則が貫かれるよう努力しています。

## ア 採用候補者試験の実施状況

平成18年度に実施した採用候補者試験は、以下のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称		受験資格（平成18年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験		・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	18.5.15 ～ 18.6.2	〔第1次〕 18.6.25 〔第2次〕 18.7.25 ～ 18.7.27
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成19年3月末日までに卒業見込みの者	18.4.5 ～ 18.4.25	〔第1次〕 18.5.14 〔第2次〕 18.6.16 ～ 18.6.21
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験		年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成18年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成18年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成19年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験		年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成18年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成18年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	18.8.16 ～ 18.9.4	〔第1次〕 18.9.24 〔第2次〕 18.10.24 ～ 18.10.25
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	大学卒程度	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
	短大卒程度	年齢19（20）歳以上27歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	18.8.23 ～ 18.9.11	〔第1次〕 18.10.15 〔第2次〕 18.11.10 ～ 18.11.13
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	599	404	31	29	14	28.9倍
学 校 事 務	70	52	4	4	2	26.0倍
警 察 事 務	51	39	4	4	2	19.5倍
児 童 自 立 支 援 専 門 員	5	5	3	3	2	2.5倍
児 童 指 導 員	20	18	6	6	3	6.0倍
総 合 土 木	50	29	6	6	3	9.7倍
機 械（ 警 察 ）	8	7	1	1	1	7.0倍
鑑 識（ 心 理 ）	16	15	3	3	2	7.5倍
薬 剤 師	14	13	7	6	4	3.3倍
心 理 判 定 員	21	17	4	4	2	8.5倍
合 計	854	599	69	66	35	17.1倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	297	265	171	144	85	3.1倍
警察官(男性)(大学卒特別募集)	144	131	77	69	36	3.6倍
合 計	441	396	248	213	121	3.3倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	71	62	27	21	12	5.2倍
警察官(女性)(大学卒特別募集)	26	25	15	13	9	2.8倍
合 計	97	87	42	34	21	4.1倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	28	26	7	7	1	26.0倍
学 校 事 務	76	70	10	10	5	14.0倍
警 察 事 務	21	19	3	3	2	9.5倍
合 計	125	115	20	20	8	14.4倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
大学卒程度 学校栄養士	44	42	8	8	4	10.5倍
短大卒程度 診療放射線技師	9	8	3	2	1	8.0倍
合 計	53	50	11	10	5	10.0倍

f 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	243	207	73	66	35	5.9倍

g 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	85	70	23	18	13	5.4倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。平成18年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、以下のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
	1	主 事 ・ 技 師			2		2
	2	主 事 ・ 技 師	1				1

行政職	3	係 長	4		3	1	8
	4	専 門 員	1		8		9
	5	課 長 補 佐	1		2		3
	6	本 庁 課 長	2		11	1	14
	7	参 事	1		1		2
	8	本 庁 局 長	1				1
	9	本 庁 部 長	1				1
公安職	1	巡 査				6	6
	2	主 任				5	5
	3	係 長				1	1
	4	係 長				3	3
	5	課 長 補 佐				8	8
	6	本 部 課 次 長				4	4
	7	本 部 課 長				4	4
	8	部 長				1	1
	9	部 長				1	1
研究職	1	研 究 員	1				1
	2	主 任 研 究 員			1		1
	3	主 任 研 究 員			7		7
	4	主 席 研 究 員			3		3
	5	機 関 の 長			1		1
医療職(一)	1	技 師	2	18			20
	2	係 長 ・ 医 長		21			21
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		9			9
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		3			3
	5	医 監					0
医療職(二)	1	技 師	1	4			5
	2	技 師	1				1
	3	主 査					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	地 方 機 関 の 課 長					0
	7	薬 剤 部 長					0
医療職(三)	1	技 師					0
	2	技 師	1	62			63
	3	主 査					0
	4	主 任					0
	5	専 門 員		1			1
	6	副 看 護 部 長	1				1
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職							0
合 計			19	118	39	35	211



## (イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								0
	4	専 門 員								0
	5	課 長 補 佐						1		1
	6	本 庁 課 長	71	5				30	8	114
	7	参 事	36	1		1	1	6	1	46
	8	本 庁 局 長	15	2				1		18
	9	本 庁 部 長	5							5
公 安 職	2	主 任								0
	3	係 長								0
	4	係 長								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 部 課 次 長								0
	7	本 部 課 長							19	19
	8	部 長							8	8
9	部 長							4	4	
研 究 職	2	主 任 研 究 員								0
	3	主 任 研 究 員								0
	4	主 席 研 究 員								0
	5	機 関 の 長	1							1
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長								0
	3	保健所課長・病院部長								0
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								0
	5	医 監	2	4						6
医 療 職(二)	4	係 長								0
	5	専 門 員								0
	6	地 方 機 関 の 課 長								0
	7	薬 剤 部 長	2							2
医 療 職(三)	4	主 任								0
	5	専 門 員								0
	6	副 看 護 部 長								0
	7	看 護 部 長	2	1						3
合 計			134	13	0	1	1	38	40	227

## (ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	11
警 部	1
警 部 補	12
巡 査 部 長	10
合 計	34

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	平成18年10月6日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

## イ 報告及び勧告の概要

## (ア) 県職員の給与と民間給与との較差

## a 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均87円(0.02%)上回っている。

民間給与 (A)	400,205円
県職員給与 (B)	400,292円
較差 (A - B)	87円(0.02%)

県職員給与(B)の欄は知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与(382,859円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均17,346円(4.53%)下回っている。

## b 特別給

民間における年間支給割合は4.47月分であり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合(4.45月分)とおおむね均衡している。

## 【参考】比較方法の見直し

最近の厳しい地域経済情勢を背景に各方面で議論されている公民比較の在り方に対する指摘を真摯に受け止め、その具体的な比較方法を慎重に検討してきたが、民間従業員の給与をより広く把握し反映させることが県民の理解と納得を得られるものと考えられること、比較を行う場合には、従来どおり同種・同等の者同士の給与を比較することが適当と考えられること等を総合的に勘案した結果、比較対象企業規模を従来100人以上としていたところを50人以上とするなど、県職員の給与と民間給与との比較方法を国に準じて見直すこととした。

## (イ) 県職員の給与について

## a 本年の給与の改定

- (a) 給料表については、公民給与の較差が極めて小さいことから、改定しない。
- (b) 諸手当については、民間の手当の支給状況とおおむね均衡していることから、改定しない。
- (c) 期末手当及び勤勉手当の支給割合については、民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定しない。

## b その他の改定

扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る扶養手当の支給月額を改定(3人目以降と2人目までの支給月額の差を解消)

5,000円 6,000円(19年4月1日から実施)

## c 検討すべき課題

## (a) 特勤手当の見直し

へき地手当(教員)との均衡を考慮した見直しを図る必要がある。

## (b) 給与制度の運用

給与制度の運用については、継続的に点検を行う必要がある。特に、教員給与のうち制度創設時の意義が薄れている手当などについては、昨年に引き続き見直しを検討する必要がある。

## (ウ) 給与構造の改革について

## a 基本的考え方

給与構造の改革は、計画的かつ着実に実施していく必要があり、19年度においては次のとおり措置することが適当である。

## b 改革すべき事項

## (a) 地域手当の支給割合の改定(19年4月1日から実施)

国に準じて改定する。

## (b) 管理職手当の定額化(19年4月1日から実施)

国の俸給の特別調整額の定額化の内容に準じて定額化する。

## c 検討すべき事項

広域異動手当については、導入の適否について検討する必要がある。

## d 勤務実績の給与への反映

今後とも制度の適切な運用により、職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。

## (I) 公務運営に関する課題

報告の「むすび」で、公務運営に関する課題として次のとおり報告している。

## a 職員の勤務時間等について

- ・超過勤務の縮減に向けた全庁的な取組をなお一層推進する必要がある。また、年次有給休暇の取得についても、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、週休日等とのまとめ取りや年間を通じた計画的・連続的使用の促進が図られるよう、引き続き取り組む必要がある。
- ・有給の休息時間は、民間の実情を踏まえ、国においては本年7月に廃止したところであるが、本県においても、国に準じて廃止する必要があると考える。なお、休憩時間については、公務能率の減退を招くことのないよう、各任命権者において適切に配慮することが必要である。
- ・育児を行う職員が常勤のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる短時間勤務制度については、職員の職業生活と家庭生活の両立の支援に資するものであることから、今後の関係法令の改正状況等を踏まえながら、導入に向けて適切に対応していく必要がある。
- ・修学等のため、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度については、職員のニーズや公務への影響、今後の関係法令の改正状況等に留意しつつ、導入の適否について検討する必要がある。

## b 職員の健康管理について

行財政改革の進展や急速なIT化など職員を取り巻く環境が大きく変化する中、職業生活に関する強い不安や悩み、ストレスを訴える職員が増加していることから、引き続き、健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、風通しの良い快適な職場づくりに努めることが必要である。

## c 分限制度の適切な運用について

本県の場合、各任命権者において、分限制度の適切な運用に向けた取組を行っているが、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、今後とも国の動向等を注視しながら、分限制度の一層の適切運用に努める必要がある。

## d 今後の検討課題について

近年の雇用の流動化をはじめとする労働環境、社会状況の変化に伴い、公務員の人事管理においても様々な課題を検討する必要がある。特に次の点について、今後検討を進める必要がある。

## (a) 人事評価制度について

今後とも、適切な人事管理を行うために、人事評価制度の点検や社会状況の変化等に応じた見直しを行うことが重要である。

## (b) 多様な人材の確保について

今後とも、社会状況の変化等を注視し、有為な人材を適切に確保する方法を、幅広く検討する必要がある。

**(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況**

平成18年度における人事委員会への要求件数、終結件数及び平成19年度への繰越件数はいずれもありません。

**(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況**

平成18年度における人事委員会への不服申立ての状況(県分)は以下のとおりです。

(単位:件)

主な内容	平成17年度末の係属件数	平成18年度中の申立件数	平成18年度中の終結件数	平成19年度への繰越件数
分 限 処 分	0	0	0	0
懲 戒 処 分	0	0	0	0
転任処分・その他	1	0	1	0
計	1	0	1	0